

[事案 29-217] 手術給付金支払請求

・平成 30 年 5 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

告知書作成時の募集人の誤説明および手術前の保険会社担当者の誤説明があったことを理由に、手術に関する医療費の半額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 11 月に契約した医療保険に基づき、水晶体再建術について手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約解除されたが、以下の理由により、水晶体再建術にかかった医療費の半額相当を支払ってほしい。

- (1)告知書作成の際、募集人は、「これを記入してください」というのみで、病気についての説明ないし給付金不支給についての説明はなかった。
- (2)妻が、担当者に電話し、水晶体再建術を受けようと思っているが、契約加入前からかかっていたものでも給付金の支払いがあるか問い合わせたところ、「出ない」とは言われず、自分は支払われるものと思って手術を行った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)募集人は、正しく告知する必要性について注意喚起しており、一般的に募集人に告知内容の正確性を疑うことや重ねて注意喚起させることは期待できず、告知義務違反に関する注意喚起をする義務はない。
- (2)担当者の説明は、本手術が支払理由に該当すると誤認させるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時および手術前の問い合わせ時の状況等を把握するため、申立人、申立人の妻および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知時の募集人の説明義務違反があるとは認められず、手術前の担当者の説明義務違反があるとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。